

平成30年度 第2回  
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：平成30年7月2日（月）  
午後1時～午後2時25分  
場 所：栃木市役所 302会議室

事務局：栃木市 生活環境部 保険医療課

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、只今から、栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、大川市長よりご挨拶を申し上げます。

(大川市長)

皆様こんにちは。市長の大川秀子でございます。本日はお暑い中、また何かとお忙しい中、運営協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。私も去年まで委員として、一緒に様々な協議をしてまいりました。栃木市の国保の財政が厳しかったこと、それから新たな制度で検討しなければならなかったこと、国の制度改革で新たな形で運営されていく中、見通しのない中で協議を進めてまいりました。本当に大変な時期であったと思っています。そういう時に国保税を若干上げざるを得なかった経緯がございまして、そういった結果、基金に若干積み増しができたということでございます。

今後につきましては、税率の見直し、限度額の見直しについて、皆様にご協議をいただくこととなります。先がどのようなようになっていくか、見通しがつかない中での、協議ということになりまして、たいへんご苦勞をお掛けすることになると思っております。十分な審議をしていただき、栃木市の国保が持続的に運営できますように皆様のお力添えをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、ここで、7月1日付で国民健康保険運営協議会委員に任命をさせていただきます皆様へ市長から委嘱状を交付いたします。

順にお名前をお呼びしますので、委員の皆様におかれましては、ご起立のうえそのまま自席でお待ちくださるようお願いいたします。

なお、二人目以降は、委嘱状の読み上げは省略させていただきます。

それではよろしくようお願いいたします。

(委嘱状交付)

(事務局)

なお、本日都合により欠席された野崎委員、吉田委員につきましては、後日事務局から委嘱状をお届けいたします。

続きまして、新たに選任された委員さんもいらっしゃいますので、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、1番委員の入野委員さんから順にお願いいたします。

(委員自己紹介)

(事務局)

ありがとうございました。3年間よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、市長におかれましては、他用務のためこれもちまして退席させていただきます。

(市長退席)

(事務局)

次に、この場をお借りしまして、生活環境部長及び事務局の紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

(事務局)

それでは、次第の5 臨時議長選出に入らせていただきます。委員の改選に伴いまして、現在、本協議会の会長及び職務代理者は不在となっております。

会長及び職務代理者が不在の場合につきましては、市国民健康保険規則第9条におきまして、会長及び会長の職務を代行する委員がともに欠けた場合の会議においては、年長の委員が臨時議長になる、と規定されておりますので、年長の委員さんをお願いしたいと存じます。

本日ご出席の委員さんの中で、年長の委員は、公益代表の永田委員さんでございますので、臨時議長は永田委員さんをお願いしたいと存じます。

それでは、永田委員さんよろしく願いいたします。

(永田臨時議長)

それでは、暫時、臨時議長を務めさせていただきます。皆様のご協力よろしくお願いいたします。最初に、事務局から定足数の報告を求めます。

(事務局)

本協議会の定数は、18名であります。本日、出席されている委員の方は、16名でありますので、栃木市国民健康保険規則第11条の規定による半数以上の委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、本

会議が成立することをご報告いたします。

(永田臨時議長)

次に、会議録署名者を指名させていただきます。1番委員の入野委員さん、2番委員の岡部委員さんをお願いいたします。

これより議事に入ります。まず、(1) 会長及び職務代理者の選挙について、であります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、会長及び職務代理者の選挙について、ご説明申し上げます。お手元の資料2ページをお開きください。

参考欄であります。国民健康保険法施行令第5条第1項におきまして、協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する、と規定されております。また、職務代理者につきましては、同条第2項において、会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する、と規定されております。したがって、会長及び職務代理者は、公益を代表する委員の中から選出することになります。

次に、選挙の方法でございますが、栃木市国民健康保険規則第4条第1項において、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする、とあります。また、同条第3項において、委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる、と規定されております。したがって、選挙または指名推薦のいずれかの方法で選出することになります。

なお、臨時議長には、会長の選出までをお願いいたしまして、会長が選出されましたら、議長を会長に交代していただき、あらためて職務代理者を選出していただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(永田臨時議長)

それでは、まず、会長の選出をしたいと思っておりますが、ただいま事務局から、選挙または指名推薦のいずれかの方法により選出する、と説明がございました。指名推薦につきましては、委員中異議がないとき、ということでございますので、会長の選出につきましては、指名推薦の方法をとることについて、お諮りいたします。

それでは、指名推薦による方法をとることにつきましては、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

(永田臨時議長)

それでは、ご異議がないようですので、会長につきましては、指名推薦の方法により選出することといたします。

それでは、会長について、公益を代表する委員の中からどなたかの推薦はございますか。

(大谷委員)

我々を代表いたしまして、永田委員をお願いしたいと思います。

(永田臨時議長)

只今、会長に不肖永田という声がありましたが、他にどなたか推薦ございましたらお願いいたします。

(永田臨時議長)

無いようでありますので、会長に、永田委員を選任することについて、お諮りいたします。

ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数)

(永田臨時議長)

ありがとうございました。

では、ご異議がないようですので、会長に不肖ながら私が選出されました。

(事務局)

只今、会長に永田委員が選出されましたので、会長就任のごあいさつをお願いいたします。

(永田会長)

ただいま皆様のご推挙をいただきまして、会長という大役を仰せつかりました。何分初めての経験であり、また、只今退席されました現市長が前会長だったということで、身が引き締まる思いでございます。これから、当協議会の発展のために、誠心誠意、精進してまいりますので、どうぞご指導、ご鞭撻、そしてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、永田会長につきましては、ここで臨時議長の職を解任いただきまして、あらためて会長として議長を務めていただくということで、引き続きよろしく申し上げます。

(永田会長)

ありがとうございました。

(事務局)

それでは、ここで会長との進行打合せのため、暫時休憩とさせていただきます。1時30分から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

(休憩)

(事務局)

それでは、会議を再開させていただきます。

ここから市の関係課職員が出席しておりますので、自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

(事務局)

ここで、資料の修正をお願いします。資料の6頁の見出しですが、国民健康保険税率及び課税限度額の引き上げについて、となっておりますが、正しくは、国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて、でありますので、申し訳ありませんが修正をお願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めて参りたいと思います。会長よろしく願いいたします。

(永田会長)

それでは、議事の進行をさせていただきます。

会長が決まりましたので、次に、職務代理者を選出いたします。職務代理者については、先程、事務局から説明がございましたが、公益代表委員の中から選挙又は指名推薦のいずれかの方法で選出することになります。指名推薦につきましては、委員中異議がないとき、ということでございますので、まずは、

職務代理者の選出について、指名推薦の方法をとることについて、お諮りいたします。

それでは、指名推薦による方法を取ることにつきましては、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

(永田会長)

それでは、ご異議がないようですので、職務代理者につきましては、指名推薦の方法により選出することといたします。

職務代理者について、公益を代表する委員の中からどなたかのご推薦はございますか。

(青木委員)

白石幹男委員がよろしいかと思えます。

(永田会長)

他にございますか。

(なしとの声あり)

(永田会長)

ないようであります。ただいま、職務代理者に、白石幹男委員を推薦するとの声がありましたが、他にないようでありますので、職務代理者に、白石幹男委員を選任することについて、お諮りいたします。

ご承認いただける場合は、拍手をもってお願いいたします。

(拍手多数)

(永田会長)

ありがとうございました。

全員拍手であり、ご異議がないようですので、職務代理者に白石委員が選任されました。

それでは、白石委員より職務代理者就任のごあいさつをお願いします。

(白石職務代理者)

5月25日に一回選出されてますけど、引き続き3年間やらせていただきます。よろしく願いいたします。

(永田会長)

ありがとうございました。

次に、次に、(2)平成30年度事業計画(案)について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

議事の説明に入る前に、次第にはありませんが、栃木市国民健康保険運営協議会の役割について、ご案内いたします。参考資料をお開きください。

1 設置の主旨であります。国保事業の適正な運営を図るためには、国保の被保険者、療養担当者、市町村の一般住民等のそれぞれの利害を調整して、その運営が円滑に行われるようにする必要があります。そこで、国民健康保険法第11条により、都道府県及び市町村に国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置することとされています。運営協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するものとされています。市町村の運営協議会は、市町村長の諮問機関であり、市町村長から諮問があった場合に審議し、その結果を市町村長に答申するという役割を担っています。なお、運営協議会の意見は法的に市町村長を拘束するものではなく、また、諮問そのものが条例の制定改廃についての要件でないことから、条例の効力に影響を与えることはない、とされております。これにつきましては、運営協議会の意見を市町村長がないがしろにしても良いということではなく、法的には市町村長が決断し、最終責任を取ることでありまして、運営協議会の意見は道義的には市町村長を拘束し、最大限尊重されるべきものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、2 運営協議会の委員であります。運営協議会の委員は、栃木市国民健康保険条例第2条により、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の三者同数をもって構成され、本市の運営協議会の委員の定数は、それぞれ6人ずつ、合計18人となっております。

次に、審議内容であります。市町村の運営協議会で審議する内容は、市町村が処理する重要事項に限るとされております。具体的には、一部負担金の割合、保険税の賦課方法、保険給付の種類及び内容、保険料税率、直営診療施設の設置等になります。なお、運営協議会は市町村長の諮問機関であります。市町村長から諮問のない事項について、自発的に勧告、建議等を行うこともできる、とされております。



2頁以降は、運営協議会に係る関係法規でありますので、後ほどお目通しいただきたいと思えます。

資料の3頁、資料2をご覧ください。平成30年度事業計画(案)であります。運営協議会については本年度5回の開催を予定しております。昨年は、保険税率の見直しの検討を行い4回開催されております。今年度、委員皆様に協議していただきたい事項については、計画の内容欄にありますとおり、国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて、であります。これにつきましては、この後、資料3によりましてご説明させていただきますので、ここでは大まかな事業計画をご確認いただければと思えます。

1行目の5月25日開催第1回と、2行目の7月2日開催第2回につきましては、省略をさせていただきます。第3回運営協議会につきましては、7月に平成30年度の国民健康保険税の課税状況が明らかになりますことから、8月下旬に開催を予定しております。また、10月17日には、宇都宮市で開催されます委員研修会への参加を計画しております。次に、10月下旬には第4回の運営協議会を、年明け1月上旬には第5回の運営協議会を開催し、諮問に対する答申の取りまとめをご審議いただきたいと考えております。詳細につきましては、後ほど、資料3でご説明申し上げます。最後に、2月上旬に優良保険者視察研修会を開催し、本年度の事業を終了する予定となっております。県外日帰りで実施する予定でありまして、場所はまだ未定でございます。また、欄外ではありますが、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合がございます。議論の結論が出ない場合など、再度参集をお願いすることもあるかと思えます。たいへん恐縮ではありますが、よろしく願いいたします。

資料につきましては、以上でございます。

(永田会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、これに関しまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員A)

31年1月上旬の第5回の(2)ですが、平成32年度となっておりますが、正しくは31年度かと思えます。

それから、意見としまして、8月下旬に第3回の運営協議会を開くときに、普通ですと前年度の決算案の報告があるのではないかと思えますので、決算案の報告を入れていただきたいと思えます。

(事務局)

資料3頁については、平成31年度が正しいですので、修正をお願いします。  
決算につきましては、ここ数年は議題としては上げていないのですが、ご要望がありましたので、ご報告させていただきます。

(委員A)

要望ではなくて、意見なんです。予算については、年明けの2月位に説明があるというのは分かりますが、決算について、運営協議会に報告しないのはおかしいと思いますので、決算について運営協議会で審議をお願いしたいというものでございます。

(事務局)

報告事項として、第3回の会議において、報告させていただきたいと思いません。

(委員A)

報告じゃないです。案ですから。案じゃないとおかしいでしょ。

(事務局)

予算についても報告事項として、承認をいただくという形はとっておりませんので、まして決算でありますので、報告事項ということをお願いしたいと思います。

(委員A)

決算について、それをどのように1年間やってきたとか、例えば繰越金があるわけですよ。9月の議会で議員さんには報告されると思いますけど、残額は基金の方に入れると思うんですが、これについてどこが決定したかというところが、なおざりになってしまう。そういうことで、決算については運営協議会の中で、承認といいますか、審議すべきだと思います。

(委員B)

この会は、最初から市長の諮問機関でして、決議機関でないということは何回も承認されているわけですよ。決議する方法もこの会にはありませんし、その方法論について何も述べているものはない。意見を集約するという必要もない。こういう意見だったということで一定の方向性が出れば良い。諮問に対する答申を出す会であって、我々が承認するとかしないとかは全然関係ないわけです。諮問されるのは、税率がどうか、それに対して意見を言うだけで

あって、それ以外はすべて報告事項なわけですよ。結果に関しては全て。そういう性格の会なんですから、承認を求めるような議案は必要ないと思いますけど、いかがでしょう。

(委員A)

承認とまでいかないにしても、説明を受けて、ハイ分かりました、ということで、報告とは違って、承認と報告の中間的な、そういった意味で運営協議会の中で諮るといふか。

(委員B)

予算の説明を受けるときに、前年度の決算がこうだったからということで参考意見を出すわけですよ。実際にはこれは議会で議員が賛同して、決まるわけですから、市長が提案して、執行部が提案して、議員が了承しているわけですよ。我々はそれに対する付帯意見を、それぞれの立場からこれでいいのかという意見を述べればよいわけでしょう。意見をおっしゃるのは結構だと思います。

(委員A)

決算については、6月にしめて、9月に議会に報告するわけですよ。その中間において、運営協議会に報告して…

(委員B)

だから事務方は報告事項だといっているわけじゃないですか。見せることはやぶさかじゃないといっているわけですから。

(委員C)

それを審議するなんて言われても我々は責任持てないですからね。

(委員B)

答申書出すのに参考にするのは全然問題ないわけでしょう。決算について、これをどうするかまでは言えないんじゃないですか。次の予算の時にこういう組み方をしたらいかがですかとお話をする。それを予算案の時にやるわけですから、決算が良かったとか悪かったとか、病人が何人出たといったことで変わるものに、それは無理でしょう。

(委員A)

そこまでは云ってないですが、決算について運営協議会に説明を出していた

だく、そういった意味で…

(委員B)

それは了承されているじゃないですか。

(永田会長)

事務局、再度お願いします。

(事務局)

それでは改めて報告事項として、9月議会承認後、第4回の会議の際にご報告させていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

(永田会長)

そういうことでご理解いただきたいと思います。

他にございますか。

(委員D)

我々は来年度の保険税率を決めるわけですから、29年度の決算がどういった決算になったか、繰越金がどのくらい残って、次の年度に繰り越せるのかということがはっきりしないと税率が決められない。議論するデータは運営協議会に全部出していただかないと議論できないと思います。

(委員B)

それは予算決めるときに前年度の実績も報告いただいているんですよ。それを見れば前年どうだったか分かるわけです。予算案についてというのが、来年1月に出てきますよね、それを承認するわけじゃないですか。

(委員D)

その前に我々は答申するわけでしょう。31年度の税率をどうするかということ。今はそれをやるわけでしょう。

(委員B)

税率の見直しに関しては、資料は全部出てますよね。参考資料として。

(委員D)

だから29年度の決算状況がどうだったのかというのを資料として。いつ出

すかというのは、決算が出たら出してもらえばよいですね。

(事務局)

3回目に出すか、4回目に出すかということは、あらためて内部で検討させていただきますが、報告させていただくということについては、確約をさせていただきます。

(永田会長)

他にございますか。無いようですので、本年度は事業計画(案)のとおり進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、(3)国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

4頁の資料3をご覧ください。

まず、1の背景・目的・効果・特記事項であります。財政運営の都道府県単位化などを柱とする国保制度改革が平成30年4月1日施行されました。制度改正に伴いまして、県内では17市町が保険税率見直しを行ったところがあります。本市につきましては、保険財政調整基金の残高が僅かであることから、現行税率を据え置きまして、基金を一定規模以上確保した段階で、改めて検討することといたしました。今般、平成29年度の決算剰余金等によりまして、平成30年度中に一定規模の基金積立の目処がつかしましたことから、平成31年度の国民健康保険税率等の見直しについて、検討を行いたいというものであります。

資料が飛びますが、資料の一番最後、17頁、18頁をお開きください。市長よりの諮問の写しであります。6月11日付、国保運営協議会会長あての諮問でございます。17頁に記載されておりますとおり、1 国民健康保険税率の見直しについて、2 課税限度額の引き上げについて、ご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます、との諮問を受けております。そこで、国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げにつきまして、運営協議会におきまして審議、検討し、答申を行うべく今後進めていくことになるわけでございます。

4頁にお戻りください。2 概要でございますが、見直しにつきましては、3点ございますが、後ほどご説明させていただきます。次に、3 他市の状況でございますが、平成30年度に保険税率の見直しを行わなかった市町におきましても本市と同様、見直しの検討が行われるものと見込まれております。4 財

政的作用であります。見直しによりまして、国保財政の健全な運営を図ることができものと考えております。2 概要につきましては、次頁以降の資料によりご説明いたします。

5 頁をお開きください。1 の国保制度改革の概要につきましては、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、都道府県を財政運営の責任主体とする制度改革が施行されました。県は、保険給付費等の見込みを立て、各市町の納付金の額を決定し、市町はこれを納付するとともに、県は保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付することとなりました。また、県は、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を市町に示し、市町はこれを参考に保険税率を決定するものとされました。下段の図は、平成30年度制度改革後の国保に係る費用の流れのイメージ図であります。

続きまして、6 頁の2 国保事業費納付金につきましては、中段の表一番右下の計の欄をご覧ください。県より示された平成30年度国保事業費納付金額が48億4481万7千円とされております。下段のグラフにつきましては、激変緩和措置といたしまして、公費の投入によりすべての市町が県平均を下回るよう軽減措置が行われていることを示しているものであります。

次に、7 頁の3 標準保険料率につきましては、県が当市に示した平成30年度の標準保険料率と現行税率の比較であります。それを全体像で示したものが、次の8 頁の4 現行税率と標準保険料率の課税見込額及び収納見込額の比較であります。中段の課税見込額及び収納見込額の表、一番右下の計の欄をご覧ください。現行税率と標準保険料率の収納見込額の比較で、現行税率の方が6億3955万4千円高くなっております。また、下段の1人当たりの課税見込額及び収納見込額の表、一番下の計の行、右から2番目の欄、1人当たりの課税見込額では、現行税率の方が23,850円高くなっております。

次に9 頁、5 保険税率見直しの検討経緯につきましては、去年の運営協議会の議論の要点でございます。答申の主旨の3行目をご覧ください。保険税率については、現行税率を据え置き、基金を一定規模以上、約6億円を目安とし、これを確保した段階で、あらためて検討するとされ、平成30年度は、保険税率を据え置いたところであります。

続きまして、6 保険税率見直しの考え方(案)であります。平成29年度3月補正予算で約2億8千万円を積み立てることができましたので、平成29年度末の基金残高は約3億円あります。また、平成29年度の決算剰余金等により、平成30年度中に約9億円の基金積立が可能と見込まれ、保険税率改定を目安となる約6億円の基金を確保する見通しがつきましたことから、平成31年度の保険税率等の見直しについて、検討を行いたいというものであります。見直しは3点あります。(1)の保険税率につきましては、県が算定する平成31年度の標

準保険料率を基本とする方向で見直しを検討したいというものであります。見直しに際しましては、所要の調整を行ってまいりたいと考えております。2点目は、(2) 資産割の廃止であります。資産割については、資産の保有と担税力が一致しない、市外の資産には課税されないなどの問題があり、段階的に引き下げを行ってきたところではありますが、保険税率の見直しに合わせまして、資産割を廃止し、4方式から3方式の課税方式に改める方向で検討したいというものであります。3点目は、(3) 課税限度額の引き上げです。本市の保険税の課税限度額は、現在89万円となっておりますが、高額所得者の負担能力に応じた課税を図るため、地方税法施行令で定める93万円への引き上げを検討したいというものであります。以上について、検討を進めて参りたいと考えております。なお、資産割の廃止につきましては、税率見直しの一項目として、一体的にご検討いただくこととなりますので、諮問といたしましては、国民健康保険税率の見直しと課税限度額の引き上げの2点となっておりますことをご了承願います。また、資料に記載はありませんが、見直しの方向性につきましては、先ほど8頁にてご案内いたしましたとおり、平成30年度標準保険料率を基に試算をいたしましたところ、1人当たりの保険税課税額は、現行税率よりも約2万3千円低くなるとの結果が出ております。医療費の増加により平成31年度の標準保険料率は上昇することが見込まれますので、この金額がそのまま引き下げられるものではありませんが、事務局といたしましては、引き下げの方向で検討ができるものと見込んでおります。

次に10頁、国民健康保険税率見直しスケジュール(案)になります。まず、1行目の庁議等でございますが、5月28日の庁議において見直しの検討について審議し、了承を得ましたので、国保運営協議会に諮問し、ご審議をお願いするものであります。2行目の議会関係では、正副議長レクチャー、議員研究会でご報告させていただいております。3行目の国保運営協議会では、7月に平成30年度の国民健康保険税の課税状況が明らかになりますことから、実際の課税状況と平成30年度の標準保険料率の比較、分析などにつきまして、8月下旬ごろ第3回運営協議会の開催をお願いする予定であります。4行目の国保事業費納付金及び標準保険料率であります。10月末には平成31年度納付金の仮係数が提示される予定であります。その数値をもって第4回国保運営協議会において税率の改正につきまして、ご審議をお願いいたします。年明け1月には、平成31年度納付金の確定値が県より示されますので、第5回国保運営協議会及び庁議で税率の改正案をご決定いただき、議員研究会にご報告の上、3月議会に条例案を提出する方向で進めたいと考えております。

国民健康保険税率の見直しにつきましては、従来12月議会に条例改正案を提出してはりましたが、今回は県から示される時期が1月となり、その数値を

基に税率を検討し、決定することになりますことから、時間がなく非常に厳しいスケジュールになっておりますことを、どうかご了承いただきたくお願い申し上げます。

最後に、11頁から16頁までは、栃木市国保の現状、推移等の資料集であります。参考資料として掲載したものでありますので、説明は省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

(永田会長)

はい。ありがとうございます。

(事務局)

事前質問を2点ほどいただいておりますので、ご説明いたします。本日お配りしました質問事項に対する回答という資料をご覧ください。まず1点目の質問でございますが、国保加入世帯について、世帯人数ごとの割合を出してほしい、ということでございます。平成29年7月1日の保険税の本算定時の数値になりますが、下の表のとおりでございます。1人世帯につきましては13,171世帯、52.11%、2人世帯については8,491世帯、33.59%、3人世帯については2,225世帯、8.8%でございます。ここまでで全体の約95%になります。以下は表のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

2点目が、標準保険料を基準とした限度額を超える世帯の割合はどの位か、というご質問でございました。標準保険料率の4方式の場合で限度額が現行の89万円として算出しましたところ、医療分については限度額を超過した世帯の数が530世帯、2.2%、後期高齢者支援金分が621世帯、2.6%、介護納付金分が143世帯、1.3%でございました。以上でございます。よろしく願いいたします。

(永田会長)

ただいま事務局から説明がございました。これに関しまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員B)

2点ほど伺いたいのですが、9頁の6の平成30年度中に約9億円の基金積立が見込まれるということは、基金残高は12億円になるということですか。それとも、基金総額が9億円になるということですか。



(事務局)

平成29年度末が3億円でございまして、繰越金が約9億円程度出るということで、これをそっくり基金に積むという考えで、合計して約12億円になると見込んでおります。

(委員B)

前回繰越金で6億円積むといったとき、現行税率で3億、3億で6億円になるというお話を聞いたような記憶があるんです。それで、この1年をこのままいくと6億円残るといってお話であったかという気がしますが、僕の間違いかもかもしれませんが、それが突然9億円余ってしまった一番の原因に対する分析はどうなっているんですか。

(事務局)

今回9億円の繰越金が出た理由については、一つは前年度繰越金が約6億円あったということ。それと前期高齢者交付金が前年度に比べて7億円程度急増したということがありまして、その分歳入が増えまして、繰越金が増えたとみております。

(委員B)

予算を組んだ時に、前期高齢者の交付金の見込額が違ったということが大きかったわけですか。

(事務局)

その通りです。

(委員B)

先ほどの世帯員別世帯数のところで、社会保険だと収入要件とかあるのである程度稼げる子どもは家族になれないですね。国保の場合は、17人世帯という世帯はお稼ぎになる方がいらっしやらないという環境にあるということですか。7人世帯でも8人世帯でもいいんですが、複数稼ぎのある人がいないご家庭なんですか。

(事務局)

17人世帯というのは、特定の世帯になってしまうのであまり細かくは言えないのですが、世帯によっては、世帯分離をしないで3世代同居で1世帯と登

録されている方もおりますので、そうしますと7人、8人世帯というのは出てまいります。

(委員B)

その世帯の保険税というのは、どのようになるんですか。

(事務局)

個別には確認しておりませんが、世帯の何人かに収入があれば、限度額になってそれ以上払わなくてよいということになります。

(委員B)

叔父さん、叔母さんとか、一家をみんな一つにしたり、ほとんど家にいない施設に入っている人が筆頭者になっていたりとか、そういうのは何とかならんのですか。

(事務局)

国民健康保険は世帯単位と法的に決まっておりますので、その部分については何ともし難いのですが、ただ限度額の考え方については、年々引き上げの方向で推移しております。保険税については、今回の制度改正で栃木県内については概ね下がったわけですが、基本的にはずっと右肩上がりという状況の中で、当然限度額も上げていかないと高額所得者の負担が増えないとことがありますので、限度額については今後も上がっていくと思われまます。そういう部分では、多数の方がいる世帯についても、負担は上がっていくという考えでおります。

(委員B)

例えば社会保険で、たぶん収入が1,000万円とかあれば、年額で90万円を超えと思います。詳しくないので、もしかしたら間違っているかもしれないけど。国保のその世帯がどの位年収があるのか分かりませんが、ちょっと不公平感がないわけではないですよ。国保は高いというのが一般的な考え方なので、それはそうなのでしょうが、冷静に比較すると、夫婦共稼ぎだと結構払っている人もいるかなと思うんですよ。

(委員C)

13ページの国保の収納率なんですけど、年々下がっておりまして、1%下がると5千万円ぐらい下がると思うんですけど、何か特別な取り組みをしているんですか。例えば徴収する職員を増やすとか。そこのところを聞かせていただきたい

のですが。

(収税課)

年々下降線ということで申し訳ありません。今までは、電話催告員が年3回ほど休日に電話を掛けております。また、毎月1回5時過ぎに電話催告しております。分析いたしますと、やはり現年度からやっつけていく方が効果的であると確認できました。古いものにつきまして、本当に苦しい方であれば分納で少しずつでも納めていただいて、悪質な方については滞納整理を強化していく。それと現年度を強化してやっつけていく。30年度については、電話催告は休日3回だったのを、2カ月に1回にしようということで、偶数月にやっております。それと、年度末の3月に国保を軸に電話催告で現年度から、やっつけていけば効果的なのではないかと考えております。

(永田会長)

ちなみに何人くらいでやっているんですか。

(収税課)

2名でやっております。

(委員B)

今の電話催告の件なんですが、今日、面白い記事を読みまして、携帯電話のショートメールメッセージで市県民税を催告しているところがある。費用は訪問の48分の1、電話の16分の1と言われております。一斉配信みたいな形で会社に頼んでいるみたいですが、詐欺と疑われることが多いみたいですが、携帯に入ってくるのでビックリするそうです。そのメールの後に電話すると払ってくれる人が多いそうです。

(収税課)

具体的なアドバイスありがとうございました。参考にいたしまして、進めて参りたいと思います。

(委員A)

資料の6頁の国保事業費納付金の関係で、下の表の平成30年度納付金の伸び率のところ、栃木市のところが軽減措置前が94.55%、措置後が91.01%と出ているわけですが、これが何を表しているのかということをお教えいただきたいのですが。

(事務局)

30年度の納付金については、保険税が大きく伸びた市町等への軽減措置ということで、公費が入っているわけですが、そういった公費を入れないで平成28年度の決算で国保事業費納付金を計算したものと、30年度の国保事業費納付金を計算した時の比率というのが、上の94.55%でありまして、県平均は97.63%なっています。これを超えた市町、大田原市や上三川町などについて、まず激変緩和措置として公費を入れて県平均まで下げて、そこから残った公費を納付金の割合に応じて全市町に入れてさらに下げる。その結果、栃木市は本来94.55%だったものが、91.01%に下がったわけです。こうした激変緩和措置、軽減措置が行われているというものでございます。

(委員A)

事前質問を出させていただいたんですが、その中で、限度額について、医療分が2.2%、後期高齢者が2.6%、介護納付金が1.3%ということで、国の方では確か1.5%を基本的としていたと思いますが、そうした観点から行きますと、介護分については1.3%ということで、国が示す数値よりも低くなっていますので、介護納付金については限度額を上げないということで考えてもいいんじゃないかという意見でございます。

(事務局)

課税限度額の引き上げについては、この後また皆さんで検討していただくこととなりますので、貴重なご意見ということで、伺っておきます。

(永田会長)

他にございますか。

それでは、本件につきましては、次回、事務局から試算結果等を提出いただき、引き続き検討していただきたいと思いますので、本日はこの位でよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、(4)その他に移ります。事務局から、何かございますか。

(事務局)

今回、新しく委員に選出された皆さんにつきましては、個人番号と口座情報をいただきました。だいたい1か月くらいで、1回8,000円の日当が出るんですが、口座の方に振込みさせていただきますので、後ほどご確認をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(永田会長)

委員の皆さんから何かありますか。何かありましたらお願いいたします。

(永田会長)

無いようでありますので、ここで議長の職を解かせていただきます。皆さんの建設的なご意見、アドバイス等いただきまして有意義な会議となりまして、時間も過ぎてしまいました。たいへんお疲れさまでした。以上で議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。お疲れ様でした。

平成30年7月2日

会 長 永 田 武 志

署名委員

署名委員